

定款

株式会社ODKソリューションズ

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ODKソリューションズと称し、英文ではODK Solutions Company, Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 事務計算、技術計算の受託及びこれに付随するサービス業務
- (2) コンピュータソフトウェアの開発及び販売
- (3) 電子計算機及び事務用機器の販売
- (4) 事務機械化の立案及びコンサルタント業務
- (5) 機械設備の賃貸及び技術要員の派遣
- (6) 技術要員の養成、指導
- (7) 情報処理、情報提供サービス
- (8) 金銭の貸借の媒介及び保証並びに信用供与
- (9) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、32,800,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下、「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(自己株式の取得)

第10条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得するこ

とができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

2 その他、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第20条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、9名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会の決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(顧問及び相談役)

第24条 取締役会は、その決議により顧問及び相談役を置くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

付 則

(施行年月日)

第1条 本定款は、2020年6月24日から改定施行する。

1963年4月1日	制定
1975年5月28日	改定
1993年6月29日	改定
1994年6月29日	改定
2002年6月27日	改定
2003年6月26日	改定
2006年7月1日	改定
2007年7月1日	改定
2008年6月26日	改定
2009年6月24日	改定
2013年6月26日	改定
2014年6月25日	改定
2016年6月28日	改定
2019年6月26日	改定
2020年6月24日	改定